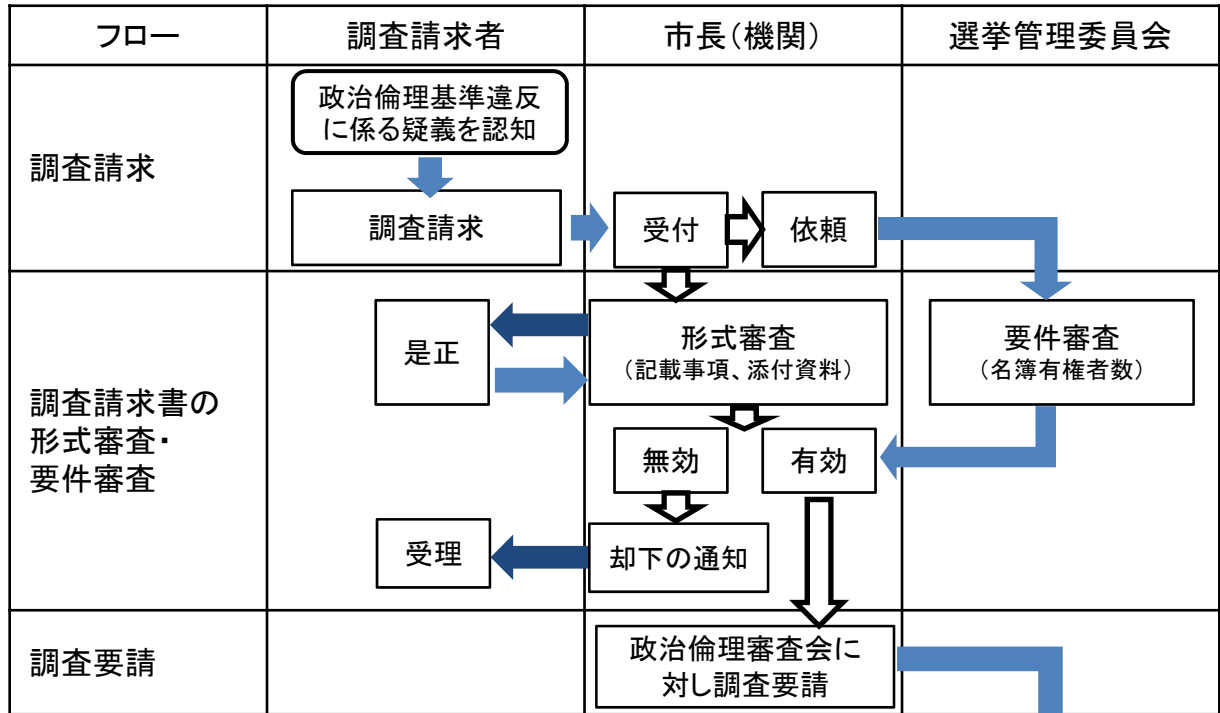
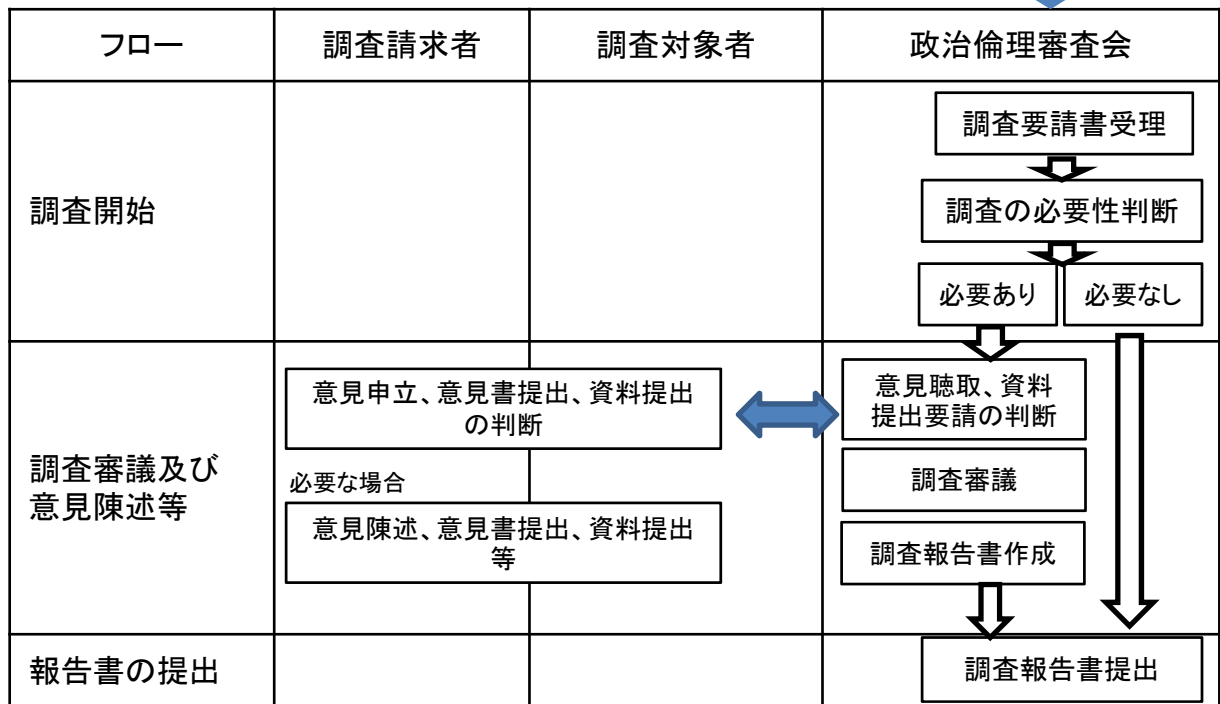


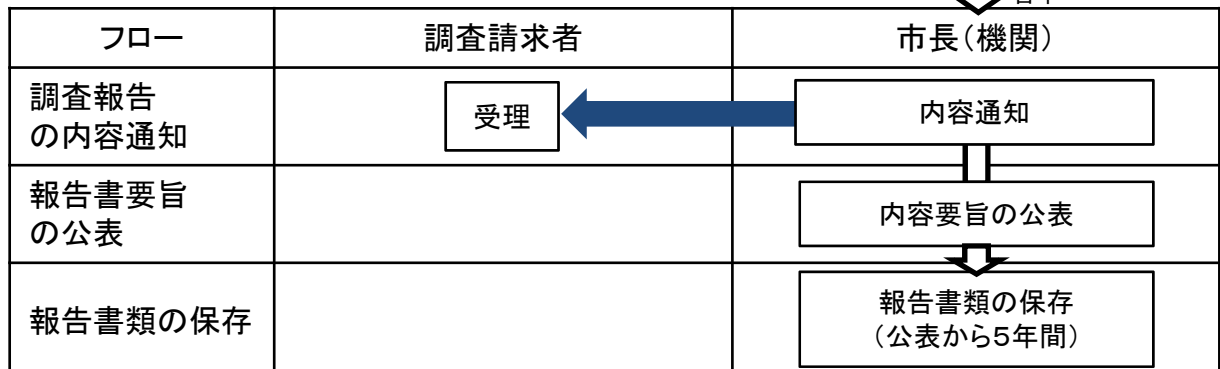
政治倫理審査事務フロー（市長等特別職に係るもの）



諮問

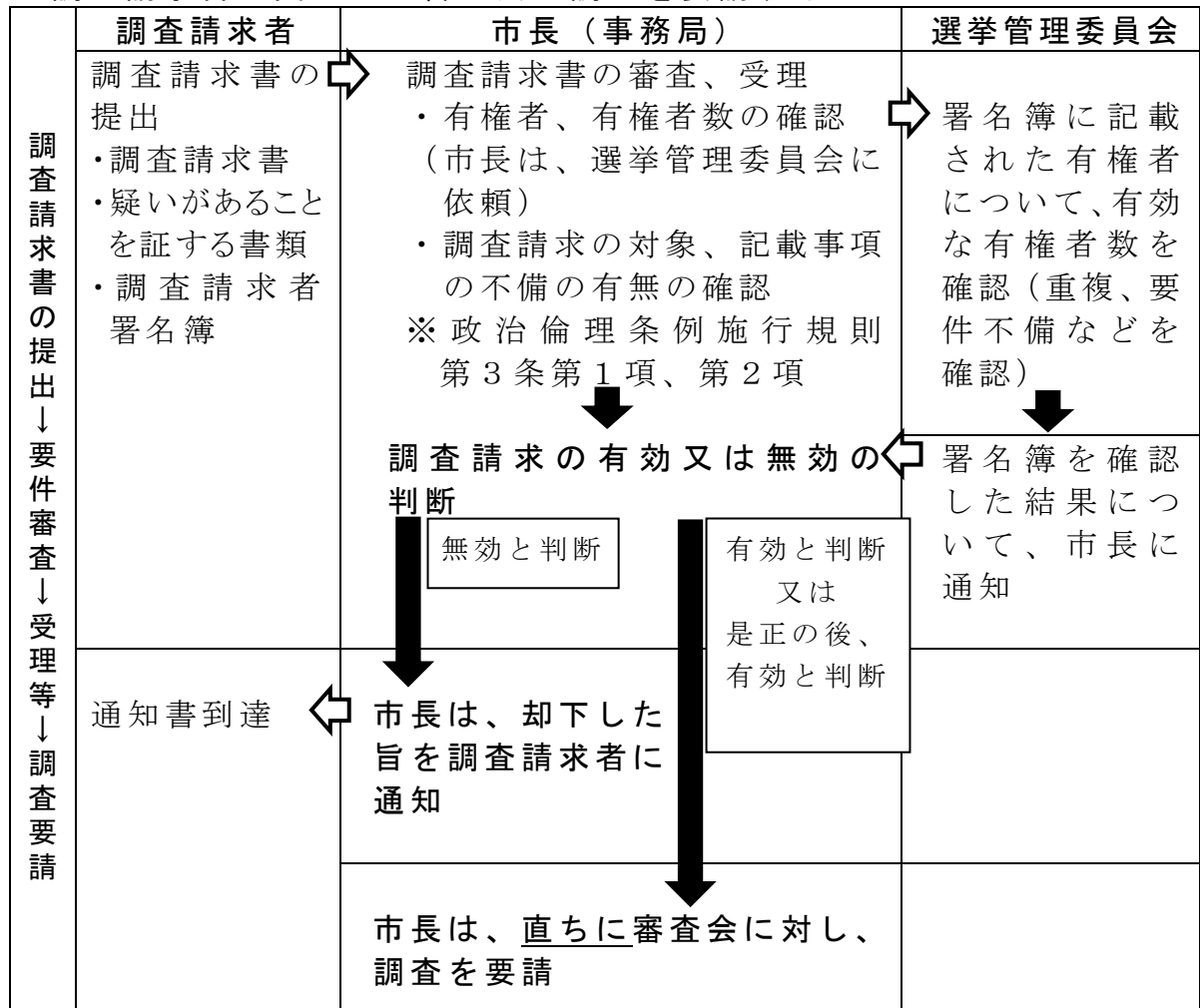


答申



政治倫理審査会による調査審議の手続き（市長等に関するもの）

1 調査請求書の受理から審査会に調査を要請するまで



※ 調査請求書の受理後の手続き

（市長等の政治倫理に関する条例施行規則）

第3条 市長は、条例第4条第1項第1号の規定により市民から調査請求を受けたときは、直ちに選挙管理委員会に対し、調査請求をした市民及びその代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるものとする。

2 市長は、調査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査請求を却下するものとする。

- (1) 条例第4条第1項各号に定める数の連署がないとき。
- (2) 調査請求をすることができない対象についてなされたものであるとき。
- (3) 調査請求書の記載事項又は添付書類に不備があるとき。

3 市長は、調査請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであるときは、調査請求をした者の代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 市長は、第2項の規定による却下をしたときは、その旨を調査請求をした者の代表者に書面により通知しなければならない。

2 審査会による調査審議の開始から市長への調査報告書の提出まで

請求から初回の審査会―調査要請の許諾等 ↓	調査請求者	調査対象者	審査会	審査会事務局
				調査請求の内容の論点整理。市長の審査要請の許諾に係る判断資料の作成
	請求から初回の審査会（想定）			
			調査の必要があると認めるときは、速やかに審査を行う。 （市長の資産等報告書などの内容の疑義に係るものについては、速やかに審査を行う。） 調査対象者等からの資料提出、意見聴取を求めるかどうかの判断 ↓ 検討結果の通知（調査を進める場合） 調査を進める必要がないと判断した場合は、その内容を市長に報告（<u>3の手続きへ</u>） 必要に応じて、資料提出、意見聴取などの依頼	調査を進めることが決定した場合は、意見陳述等について調査請求者に説明 審査会の決定に応じ、調査対象者へ依頼の手続き、又は、意見陳述等の説明
	調査を進めることが決定した場合は、意見陳述や意見書提出を行うかの判断。	依頼内容に基づき判断していただく。		

2 回目 の審査会 ― 調査審議・意見陳述等 ↓	調査請求者	調査対象者	審査会	審査会事務局
	意見陳述又は 意見書提出の 申し立て	意見陳述又は 意見書提出の 申し立て	調査請求者又は 調査対象者から 意見陳述の申し 立てがあった場 合には、その機 会を与えるかど うかを判断	
	通知内容に 応じ対応 ・必要に応じ 意見書提出	通知内容に 応じ対応 ・必要に応じ 意見書提出	↑ 上記の決定に応 じ、意見聴取又は 資料提出につい て通知	審査会出席 等について、 通知手続き や説明を行 う。
	請求から 2 回目の審査会（想定）			
	必要に応じ 意見陳述	必要に応じ、 意見聴取、意 見陳述	調査請求者から 提出された証拠 資料、その他意 見陳述、意見聴 取に基づき調査 審議を実施	
			報告書案の作成	報告書案作成 のための、論 点、調査審議 の内容を整理 資料の作成
	請求から 3 回目（～ 4 回目）の審査会（想定）			
			報告書案に係る 審議 調整が必要な場 合には、最終案 を第 4 回目で審 議	
				報告書提出の ための事務手 続き（日程調 整等）
	③ 報告書の提		審査会会長から 市長への調査報 告書等の提出	

※審査会の調査権限

(政治倫理審査会条例)

(審査会の調査権限)

第 9 条 審査会は、第 7 条又は前条第 2 項に規定する調査のため必要があると認めるときは、当該調査の対象となっている者(以下「調査対象者」という。)に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、調査対象者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。この場合において、調査対象者は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

※調査対象者や調査請求者による意見陳述、意見書の提出

(政治倫理審査会条例)

(意見の陳述)

第 10 条 審査会は、調査対象者又は市長等の政治倫理条例第 4 条第 1 項の規定による調査の請求をした者若しくは議員の政治倫理条例の規定による調査の請求をした者(以下「調査請求者」という。)から申立てがあったときは、調査対象者又は調査請求者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前条第 2 項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、「調査対象者」とあるのは、「調査対象者又は調査請求者」と読み替えるものとする。

(意見書の提出)

第 11 条 調査対象者又は調査請求者は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 調査報告の内容についての市長による通知、報告書の要旨の公表

	調査請求者	市長（事務局）
		市長は、報告書の要旨を速やかに公表するとともに、その内容を請求代表者に通知しなければならない。（政治倫理条例第5条等）
調査請求者への通知	通知内容の確認	調査報告書の内容を、請求代表者に通知 ・通知文と調査報告書の写し
報告書要旨の公表		調査報告書の要旨を速やかに公表 公表の方法（施行規則第4条）は、次に掲げるいずれかの適用な方法で行う。 ・市役所などの掲示板への掲示 ・市ホームページへの掲載 ・市の広報紙掲載 ・その他適当な方法（窓口への閲覧用資料の設置など）
保存		調査報告書は、調査報告書の提出を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。（市長等政治倫理条例第5条）

※調査報告書の公表方法

（市長等の政治倫理に関する条例施行規則）

（公表の方法）

第4条 条例第5条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げるいずれかの適当な方法で行うものとする。

- (1) 唐津市公告式条例(平成17年条例第3号)第2条第2項による公表
- (2) 市のホームページ掲載
- (3) 市の広報紙掲載
- (4) その他適当な方法